

平成26年度 第2回 松阪市入札等監視委員会 審議概要

開催日時	平成26年7月28日(月) 午後3時30分～午後5時10分
開催場所	松阪市役所 5階特別会議室
出席者 (敬称略)	<p>委員長 楠井 嘉行 (弁護士)</p> <p>副委員長 村田 裕 (名城大学教授)</p> <p>委員 坂本 聰子 (司法書士)</p> <p>委員 坂本 昇 (税理士)</p>
事務局	<p>佐藤 契約監理担当参事 廣田 公共工事適正化担当監</p> <p>刀根 契約監理課長 湯川 調達係長</p> <p>渡邊 契約係長</p>
議題	<p>議題1</p> <p>入札及び契約の状況報告(平成26年4月から6月分)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事の発注状況について ・指名停止措置の運用状況について <p>議題2</p> <p>抽出事案の審議(村田委員抽出)</p> <p>議題3</p> <p>随意契約に係る意見聴取について</p> <p>その他</p> <p>次回開催日程及び抽出委員の選出等について</p>

委 員	事 務 局
●入札及び契約の状況報告	
	<p>・工事の発注状況について</p> <p>第2四半期の入札件数は100件(内訳:工事74件、委託26件)、契約金額13億566万6千円(内訳:工事11億6,251万920円、委託1億4,315万5,080円)、落札率83.04%(内訳:工事85.36%、委託68.19%)、平均入札参加者数12.4社となっております。</p> <p>昨年同期では、入札件数109件(内訳:工事79件、委託30件)でありましたことから、同程度の事業発注、進捗があったものと見ら</p>

委 員	事 務 局
	<p>れます。</p> <p>指名停止措置の運用状況につきましては、資料記載のとおり、当市発注の、平成 26 年 6 月 12 日に入札執行した、カラー複合機リース契約の案件において、落札決定後に自社の経営状況悪化に伴い契約履行が不可能とすることにより、契約締結辞退の申し出がありました。このことは、指名停止措置基準第 1-5 に定める、「市発注工事を落札したものが正当な理由なしに請負契約を締結しなかったとき」に該当することから、過去の指名停止措置処分に照らし合わせた結果、2 か月の指名停止措置としたものです。</p>
<p>●抽出事案の審議（村田委員抽出）</p>	
<p>・先ほど事務局からの説明のとおり、第 2 四半期の発注総件数 100 件から、従前の例にならないまして、入札参加者が 5 社以下であった案件を 15 件、落札率が 90%以上となった案件を 4 件、また、希望価格方式による案件が 1 件ありましたので抽出いたしました。</p> <p>この内、特に入札結果の分析を要する案件を絞って確認をしていきたいと考えます。</p> <p>まず、参加者が 5 社以下と少なかった案件では、公告 55 号東町改良住宅ベランダ防水改修工事については、参加者が 2 社と特に少なくなっています。落札率は 85.41%と適正な結果となっていますが、これについては入札参加条件や仕様の内容に問題が無かったか、結果として特に参加が少なかった理由は何だったのか事務局から説明をお願いします。</p> <p>・入居者との調整とは、個々の日程調整が必要になるとか、注文を聞く必要が出てくるとか、具体的にはどのような調整なのか。</p>	<p>・公告 55 号の東町改良住宅ベランダ防水改修工事について説明いたします。</p> <p>この工事と同様に、公告 87 号の工事にも言えることですが、いずれも市営住宅関連の工事でございます、公告 87 号については参加が 4 社となっております。いずれの参加条件も発注基準どおりの条件としており、特別な履行実績などを求めているものではございません。参加者が少なかったことについては、やはり市営住宅、集合住宅施設の工事であり、入居者があるままの工事においては、様々な現場調整が必要となることから、手間のかかる工事として、参加が見送られたものと考えております。</p> <p>・入居者に対する工期の調整が必要となります。折り合いがつかない場合には工事が遅れることもあります。外壁工事と比較しても特にベランダ工事になりますと、入居者もしくは入居者の所有物との接点も多くなり様々</p>

委 員	事 務 局
<p>・参加者が少なかった案件としては、造園関係の案件があります。これについては従来からの傾向として、参加者が絞られる状況が結果として見受けられます。ただ、こちらも落札率は 85%付近の結果となっており適正なものと判断できますが、これについて改めての考え方を整理したいと思います。</p>	<p>な調整が必要となります。</p> <p>・造園関係の工事については従来から市内業者、準市内業者を参加可能とし、同日落札制限も対象外とするなど、競争性の確保を図っております。造園関係工事の特性として、芝生、樹木などの植物を履行の対象とする関係上、適正品質の担保として、業者には履行実績、技術者には技能資格を求めることが必要となってまいります。案件によっては他にも参加可能な業者はありますが、特に年間管理などは年を通じて技術者を拘束することになり、一般の業者には負担が大きく敬遠されているのも現状かと考えます。結果として5社以下となっていることから、従来から落札結果、取り分け落札率などには十分注視しながら進めているところで、今回の結果においても落札率は 85%程度と適正な競争性は確保できていると評価しており、引き続き注視しながら進めたいと考えております。</p>
<p>・落札率 90%以上の案件においては、比較的参加者が確保できたにもかかわらず、落札率が高い結果となっています。特に公告 49号の下水道工事については、16社の参加がありながら落札率が97.98%と非常に高くなっています。この理由について整理したいと思います。</p> <p>・関連して、今説明のあった、変動幅を2%から1%にした事によって実際どのような影響や傾向が見られるのか改めて確認したい。</p>	<p>・落札率が 90%以上となった 4 件の案件につきましては、いずれも多く参加者が最低制限価格を下回り落札外となった事により、高値落札となったものでございます。これにつきましては、予定価格の変動幅を2%から1%に改正したことから減少の方向にあると考えておりますが、現時点の入札制度の結果としてやむを得ないものであり、引き続き検討してまいりたいと考えております。</p> <p>・変動幅を2%から1%にした事により、効果としましては、先ほどの高値落札減少傾向とあわせて、全社落札外となる入札件数が減少しております。また、この改正を行うにあたっては、入札価格が1%の幅に集中することが予想され、同価入札の増加を懸念しておりましたが、昨年同期において11件発生し</p>

委 員	事 務 局
<p>・事業者からの意見などは無いか。</p>	<p>ていましたところ、今年 10 件となっており、発注件数からの発生率は、昨年 10.1%に対し今年 10.00%と同程度に、入札参加者数も昨年 11.3 社に対して今年 12.4 社と参加者が増えている状況ですので、同価発生率は少なかったと言える結果となっており、制度改正による入札手続の負担増、事務煩雑化などへの影響も無く、高値落札減少の一定の効果のみが得られたものと評価しております。</p> <p>・特に目立った意見はございません。</p>
<p>・希望価格型においては、参加者が 5 社で落札率は 78%となっています。結果としてこの方式の成果が得られていると見受けられますが、どの様な内容であったのか再度確認したいと思います。</p>	<p>・希望価格型については、従来から参加業者が少数となり競争性が低いと思われる案件について採用しております。例えば今回の案件のような機械関係工事で、工事費の大半を材料、機器類が占めるなど、成果品の品質に大きく影響のないものについて、希望価格を提示し、最低制限を設定せず実施しております。特に機械関係は、案件として参加できる業者も限られてくることから参加者は少ないのですが、落札率の結果はこの方式によるものと評価しています。</p>
<p>・資料において抽出している案件は以上となりますが、もう一点、従来から参加条件に地域指定を付している入札方式について、その目的の一方、参加条件を設けると入札参加者が少なくなり、不調になる恐れも出てくるのではないかと、現在の状況と今後の考え方について確認したい。</p>	<p>・広い市域を有する松阪市においては、地域建設業の継続、ひいては災害発生時など有事対応のため、1500 万円未満の土木一式工事を対象に、参加条件に地域指定を設定しています。</p> <p>地域指定に係る平成 25 年度実績においては、本庁管内が発注件数 85 件で契約額 2 億 7330 万 3450 円、同じく三雲嬉野管内 17 件で 4511 万 100 円、飯南飯高管内 13 件で 5955 万 4950 円となっております。発注件数に地域ごとの差があるのと同様に、登録業者数にも差があるため、業者 1 社あたりの件数としますと同程度となっております。</p> <p>現状を踏まえ、現在のところ、業者側から</p>

委 員	事 務 局
<p>・資料から、地域指定（本庁）の公告 66 号と公告 102 号については、規模も 200 万円台と大きくないが、入札参加者がいずれも 20 社を超えている。このような多数の参加となる理由は何か。</p>	<p>の意見要望もございません。現在のところ参加者においても不調が頻繁に発生するほど少数でなく、落札率も適正範囲と考えています。災害時における建設業が担う役割は大きく、特に災害発生が多い山間部等においては、建設業者も点在しています。地域建設業を継続し育成していくため、今後も入札参加者数や落札率等の傾向を注視しながら進めてまいりたいと考えております。</p> <p>・発注基準により、点数 750 点未満の業者が参加可能となるもので、対象業者数が多くなる規模の工事となります。また、比較的年度前半における業者それぞれの手持ち工事の少ない時期は参加者が多くなり、年度末近くになると参加者が減少し、場合によっては不調が発生することもあります。</p>
<p>●随意契約締結に係る意見聴取について</p>	
	<p>・第 2 四半期では 8 件の対象となる随意契約案件がありましたので、資料により説明いたします。</p> <p>①戸籍総合システム更改、ハードウェア、ソフトウェアの使用料及び移行設定作業委託</p> <p>・この業務は、戸籍システムに係る更改業務で、戸籍データが膨大であり、「文字のかたち」についても公証される必要があります。また、競争入札を執行した結果、システムが従来のもとは変わる場合には、それらデータが正しく変換移行出来たかどうかについて全データをチェック、検証する必要があり、その業務量は膨大なもので、外注の場合は別途費用が発生するほか、費用に換算できない最終的なリスクなども負うこととなります。</p> <p>以上のことから、システムの機能面についても、全国で約 6 割の自治体（1 0 6 0 団体）の採用実績と、過去のシステムトラブル発生もなく、安定稼働しているシステムについて、現システムの契約相手である業者との随意契約とするものです。</p>

委 員	事 務 局
<p>・文字のかたちとは具体的にどのようなものか。</p> <p>・今回はそのまま更新されたが、いずれは別のシステムも視野に入れた大幅な見直しがあるのか。</p> <p>委員会としての意見</p> <p>・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。</p>	<p>・住民データについては様々な文字が使用されており、データ移行においては一字一句誤差なく移行できたことを確認する必要があります。同じシステムであれば、文字形式は同様であるため、それらの検証作業の負担が大幅に軽減されることとなります。</p> <p>・今回のような短期間での大幅変更は効果がでないため結果的に継続することになることが多いと思いますが、特に住民情報システムは他のシステムとの連携も多く、将来的に総合的な検討判断のもと有利となる場合には、大幅改修もあると考えます。</p>
	<p>②臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金給付事業システム開発及び関連業務委託</p> <p>・この業務委託のもとになる臨時福祉給付金・子育て臨時特例給付金は、国の施策（生活支援・経済対策）であり、早期支給について国からの指導もあるなか、システム改修・構築は実務上喫緊の課題となりました。システムは、申請書発送及び受付作業から、チェック、データパンチ、振込準備作業に至るまでを管理処理できるシステムが必要で、国から国内の大手電算メーカーに対しては、給付金システム開発のための情報が逐一提供されるため、給付金のためのシステムパッケージがメーカー主体で製作されることから、三重県内では津市や四日市市、鈴鹿市などは早くから、システム委託を方向性としておりました。システム処理においては、住民情報システム等の基幹システムとの連携が特に必要となり、連携する上でのデータ移行とそれらの検証について限られた期間内に実施することはシステム導入作業、職員の業務共に困難で、処理誤りなどのリスク増大にもつながるもので、必要な住民情報を共用することができる本市で住民情報等を稼働させてい</p>

委 員	事 務 局
<p>・住民情報システムとの連携が不可欠で、システム構築に要する期間から、現在の住民情報システムを管理熟知している事業者との契約以外にはなかったとの理解で良いのか。</p> <p>委員会としての意見</p> <p>・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。</p>	<p>るシステムに直接連携できるシステムを導入することが最も行政効率が良いと考えられます。</p> <p>以上のことから、現在の住民情報システム導入業者との随意契約とするものです。</p> <p>・限られた期間の中で、他業者への委託となると明らかに必要となる膨大なデータ検証作業とそれに伴う作業期間及び職員業務への負担、更には成果品の信頼性などからも、唯一実現可能な、最も安全かつ確実な方法として、随意契約以外にはないと考えております。</p>
	<p>③住民情報システム更新委託</p> <p>・この業務は、住民情報システムの経年に係る更新業務で、現在のシステムを継続して更新するものです。一方、他社の情報システムに移行する場合には、仕様の協議・作成、情報システム調達事務、システム構築協議、システム機能のテスト、移行データの確認、システム操作の習得、事務手順の見直しなど多くの職員に多大な事務負担が発生するため、5年程度の短期間で情報システムを一から再構築することは効率的でなく、必要な修正を加えながら、できる限り長く使い続けていくことが必要です。</p> <p>さらに、今回の更新においては、今年1月に稼動を開始した税務総合システムにシステム統合することで、統合する情報システム全体として年間4千万円程度の経費削減が見込め、他社の新たなシステムではこのような効果も得られなくなります。</p> <p>以上のことから、現システムの導入業者との随意契約とするものです。</p>

委 員	事 務 局
<p>・現在はシステム管理されているが、かつて古い時代は、合併前などは、どのように情報管理されていたのか。</p> <p>・今後他業者のシステムに移行することを考えた場合、価格面では随分不利になるのか。</p> <p>委員会としての意見</p> <p>・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。</p>	<p>④松阪市道路台帳補正業務委託 ⑤公共下水道台帳用施設平面図作成業務委託 ⑥水道施設管理システム業務委託</p> <p>・これら3件については、いずれも統合型GIS地図情報システムをベースとして稼動している各業務システムのデータ追加、修正作業であり、保守業務を行い、著作権等も保有する、現在のGISシステム導入業者との契約を行うものです。また、システムの新規構築を視野に入れた競争入札の検討にあたっては、新規のシステム構築と比較し、明らかに現行システムを継続し、情報更新することが、安全かつ安価に進めることができるものであり、随意契約を行うものです。</p> <p>・システム管理になる前は、紙媒体での管理を進めていました。また、合併時点においては旧松阪、嬉野、三雲が別事業者でシステム管理をしており、飯南、飯高は紙ベースで管理していたものを、その後システム統合したものです。</p> <p>・平成23年度にこのシステム継続の価格の妥当性について外部委託し検証していますが、新規構築する場合と比較して、随意契約での継続が有利という結果がでております。</p>
	<p>⑦上川町第三高田踏切推進設計業務委託</p> <p>・この業務は、国道42号松阪多気バイパス整備工事に伴い、八太町地内から上川町地内に至る配水管の布設及び耐震化を行うための設計業務です。対象管路については、昭和60年に布設され、三重県南勢水道を受水する射和配水池から市内へ供給する基幹管路</p>

委 員	事 務 局
<p>・他所においても同様の事を聞いたことがある。競争性確保から何とか業者を限定しない方法は無いのだろうか。</p> <p>委員会としての意見</p> <p>・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとするが、契約金額の妥当性は十分検討されたい。</p>	<p>となっており、42号バイパスの高架及び地下道整備工事に合わせ、軌道下推進を行なうものです。配水管の布設替を行うにあたっては、軌道下を横断することから、東海旅客鉄道(株)と事前協議を行ったところ、設計業者の許可条件としては、JR 軌道敷工事の設計に精通しており実績がある業者以外は本設計と見なされないとのことであり、これに該当する業者である、ジェイアール東海コンサルタンツ(株)との随意契約を行うものです。</p> <p>・実績業者以外で作成した成果品では、本設計としていただけず、改めて JR 側の照査が必要となり、別途費用が発生することとなる。総合的に判断して現時点ではこの方法が最も有利と考えます。</p>
<p>・軸受部分の劣化が原因ということであるが、消耗品的なものか。</p>	<p>⑧第 26-101 号第二水源地非常用自家発電機整備工</p> <p>・この工事は、第二水源地非常用自家発電機の老朽化が著しいための改修工事です。近年ではエンジン部分からの潤滑油漏れが発生するなど、そのままの状態では運転すると大規模損傷や火災等の事故に繋がる恐れもあり適切早期な対応が必要となりました。</p> <p>改修部分となるエンジン軸受部シールの交換はエンジン開放を行わなければ修繕はできません。また、軸受以外の構成部品に関しても経年劣化が進行していると考えられ今回の工事において、同時に交換を行います。交換部品の製作、組み立て、試運転調整は製造メーカーのデータがないと行なえず、また工事後の責任の所在を明確にするため、それが可能となる現在の保守業者との随意契約としたものです。</p> <p>・消耗品的なものではなく、主要構造部分の一部になり、経年劣化や磨耗などによるもの</p>

委 員	事 務 局
<p>・同等のものを新規に更改するとどのくらいの費用がかかるのか。また、今回の改修により将来何年くらい使用可能となる見込みか。</p> <p>委員会としての意見</p> <p>・随意契約としての要件は充たしており、やむを得ないものとする。</p>	<p>です。本来であれば12年経過時点でのオーバーホールを推奨されていますが、今回20年使用することができました。</p> <p>・同程度の設備を新規工事する場合は、2億円程度の費用が必要となります。また、今回の改修によりまして、さらに20年程度使用できることを予定していますことから、今回は随意契約により対応することを選択しています。</p>
<p>●その他</p>	
<p>・以前委員会においても現地見学しました、総合運動公園や清掃工場などの事業進捗について説明できれば伺いたい。また、可能であれば、現場確認もさせてもらいたい。</p>	<p>・事務局から事業進捗等について説明。 ・次回開催において現場工程との調整のうえ、確認いただける現場がございましたらご覧いただきたいと思っております。</p>
<p>●次回開催日程及び抽出委員の選出</p>	
<p>・次回開催日を平成26年10月29日（水）の13：30からとし、抽出委員は坂本聡子委員とする。</p>	